

令和3年第3回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和3年3月5日 開会

令和3年3月5日 閉会

令和3年第3回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年3月5日（金）午後3時30分  
場 所 山武市役所 第6会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫  
議 事 議案  
（1）農地法第3条の規定による許可申請について  
（2）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
（3）農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
（4）令和2年度第12次農用地利用集積計画（案）の決定について  
て  
（5）農用地利用配分計画（案）に関する意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（5名）

欠席農地利用最適化推進委員（15名）

出席事務局職員（4名）

---

◎開 会

事務局長 定刻となりました。それでは、ただいまから令和3年第3回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。  
雲地会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。  
それでは、本日の総会の日程を説明させていただきます。  
日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名人の指名について  
日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による  
通知及び使用貸借権解約通知について  
日程第4 報告第2号 農地法第3条の規定による許可の  
取り消しについて

◎議案説明

- 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見  
について  
日程第7 議案第3号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
日程第8 議案第4号 令和2年度第12次農用地利用集積計画（案）の決  
定について  
日程第9 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

令和3年3月5日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

---

事務局長 日程につきましては以上でございます。  
早速会議に入ってくださいますが、会議の議長は、山武市  
農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされ  
ております。以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたしま  
す。

議長

これより令和3年第3回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号17番鈴木委員、議席番号2番小山委員の両委員を指名します。

---

◎報告第1号

議長

日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について、事務局から報告を求めます。

事務局

資料3ページの表題、日程第3、報告の後に「第1号」という文言が抜けておりますので、修正ください。

それでは、総会資料4ページから8ページを御覧ください。

今回の農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知の報告は8件になります。うち農地法第3条使用貸借が1件、利用権貸借が1件、機構法貸借が4件、利用権貸借及び機構法貸借の解約が2件です。

いずれも貸付人と借受人の合意による解約になります。詳細については資料を御覧ください。

以上です。

---

◎報告第2号

議長

続いて、日程第4、報告第2号、農地法第3条の規定による許可の取り消しについて、事務局から報告を求めます。

事務局

報告第2号、総会資料10ページを御覧ください。1点また資料の訂正がございます。左上に「議案第2号」と表記しておりますが、報告第2号の間違いですので、修正をお願いいたします。

本報告は、1月の総会において農地法第3条の許可の承認を得た件になります。譲受人、譲渡人双方の連名で許可取消しの申請があり、令和3年2月15日付にて許可の取消しを行っております。理由は売買金額について折り合いがつかなかったとのことです。

以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

---

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

石橋推進委員

地区担当推進委員の石橋です。

議案第1号の番号1について説明します。

この申請は贈与による所有権移転の申請です。申請の理由は、譲受人においては、昭和55年の土地改良によって譲渡人の土地が同一区画の中央にあり、いずれにしる、長年にわたり耕作しており、譲渡人においては、この際、譲渡すること

を希望するものです。  
説明は以上です。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号16番高宮委員からの補足説明等を求めます。

**高宮委員** 議席番号16番、高宮です。  
ただいま、石橋推進委員さんが申し上げたとおり、何ら問題はございません。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。審議のほどよろしく願います。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。  
次に、議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

**川島推進委員** 地区担当推進委員の川島です。  
第2号について御説明いたします。  
贈与による所有権移転になります。譲渡人におきましては、相続により取得したものの、埼玉県在住で耕作できないということです。また、譲受人は経営規模拡大、自分の自宅に近い土地を取得したいためということです。

以上です。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号7番三橋委員から補足説明等を求めます。

**三橋委員** 議席番号7番、三橋でございます。  
本件につきましては、ただいま、川島推進委員さんの御説明のとおりでございます。問題ないものと思われま  
す。  
なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願  
いします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。  
次に、議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の中山委員からの説明を求めます。

**中山推進委員** 当該地区担当推進委員の中山です。  
申請番号3について、この件は贈与による所有権移転でございます。畑のど真ん中に譲渡人の畑がございまして、これから先もずっと管理できないということで、今回の申請になりました。よろしくお願  
いいたします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員から補足説明等を求めます。

**古谷委員**

議席番号11番、古谷です。

今、中山推進委員から説明いただきましたけれども、譲受人の畑の中に飛び地のように入っているところなので、近隣に対しても迷惑はかかりません、権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議をお願いします。

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

**廣口推進委員**

地区推進委員の廣口です。

議案第1号、第4について御説明申し上げます。

今回の案件は、所有権移転による売買であります。譲渡人は農業経営縮小の為、譲受人は農業経営拡大の為、双方の意見が一致し、申請となりました。よろしく申し上げます。

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号15番鈴木委員から補足説明等を求めます。

鈴木委員

議席番号15番の鈴木です。

ただいま、廣口推進委員さんから話があったように、これは、譲受人は譲渡人のすぐ近くなので、双方が合意したものでございます。

よって、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議をお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

---

◎議案第2号

議長

日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号申請番号1について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第2号の申請番号1について説明いたします。

この場所なんですけれども、もともと建物があった場所で、そのときは農地のまま建物が建っていたような形で、その後、荒地のような形でずっと来ているところになります。譲受人はすぐそばのアパートに住んでいまして、なるべく近いところで探して、ここになったということでした。荒らしておくよりは建物があつたほうがいいのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の藤田委員からの報告を求めます。

藤田委員

議席番号13番、藤田です。

ただいま、伊藤委員からの説明のとおりでございまして、特別問題はございません。本件は第1種農地への専用住宅の建築であり、原則として不許可になる案件です。しかし、住宅が周辺の集落に接続して設置される場合は許可し得るといふ例外規定に該当しますので、許可相当と思われれます。よろしく審議のほどをお願いします。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

議長

日程第7、議案第3号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

通常ですと、ここで事務局の概要説明の後に地区担当推進委員に申請番号ごとの概要などを説明していただいておりますが、本日は推進委員の出席を制限していることから、事務局には通常の議案の説明に加え、番号ごとに経営改善の概要を一括して説明させます。

事務局

議案第3号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

それでは、番号1から14について説明します。

番号1、現状は自然栽培により収量が低いため、有機、慣行栽培を導入し、収量を確保していくそうです。また、圃場やその周辺の管理が現在は行き届いていないため、労働力を確保し、細やかな圃場管理を実施していくそうです。

番号2、1人で梨を栽培しています。梨の木の老木化が進んでいるため、改植を計画的に進めていくそうです。シルバー人材センターを活用し、労力の削減を図っていくそうです。

番号3、妻と2人で水稲と施設、露地野菜との複合経営を行っています。ネギは病気の被害が拡大しているので、緑肥の導入や畑のローテーションにより地力の向上を図るそうです。

番号4、妻と長男及び両親の5人で水稲と施設、露地野菜の複合経営を行っています。所得向上の為、今後はネギを導入し、所得の向上を図っていくそうです。

番号5、妻と2人でネギを中心に水稲との複合経営を行っています。ネギの連作障害対策と機械化を進め、労力削減と反収の増加を目指すそうです。

番号6、妻と両親の4人で露地野菜を中心に水稲との複合経営を行っています。水稲は農業機械の更新により省力化、

効率化を図るそうです。ネギは雇用労働を導入し、精査規模の拡大を目指していくそうです。

番号7、妻と2人でネギの専作経営を行っています。堆肥を投入し、緑肥との輪作体系の確立による連作障害対策で収量及び品質の向上を図るそうです。

番号8、家族3人で露地野菜を中心に水稲との複合経営を行っています。畑は自宅周辺に集約されており作業性がよく、排水もよいため、堆肥を利用して地力の向上を図っているそうです。

番号9、両親と3人で水稲と露地、施設野菜の複合経営を行っています。生産技術及び品質の向上により、収量、収益の向上を目指すそうです。

番号10、家族4人で露地野菜と豆類の複合経営を行っています。早期土壌消毒の徹底、堆肥の施用による土壌環境改善、薬剤の積極活用で増収と安定生産を目指すそうです。

番号11、妻と長男の3人で果樹を中心に水稲、施設野菜の複合経営を行っております。施設野菜から果樹専作経営に転換し、省力化を図り、直売所と観光農園を中心に販売を行っていくそうです。

番号12、妻と父の3人で露地野菜の経営を行っています。スイカの連作障害がある圃場に春ニンジン等の代替品目を今後は導入していくそうです。

番号13、妻と祖父母の4人で水稲と露地野菜の複合経営を行っています。ネギは全自動収穫機及びベストロボを導入することで省力化を図るとともに、面積を拡大することで所得の向上を目指すそうです。

番号14、1人で水稲と落花生との複合経営を行っています。水稲の面積を拡大して機械の利用率を上げ、収益を増やしていくそうです。

以上です。

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いた

します。

議案第3号、番号1から14について、一括して採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

---

◎議案第4号

議長

日程第8、議案第4号、令和2年度第12次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。

この議案に関しては一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第4号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

最初に、所有権移転個人明細の番号1、2及び3、並びに利用権設定等個人明細の番号1及び5から19を一括して採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

次に、利用権設定等個人明細の番号2、3及び4を採決しますが、この案件は、議席番号17番、鈴木委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員退室)

議長

それでは、利用権設定等個人明細の番号2、3及び4について採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員入室)

---

◎議案第5号

議長

日程第9、議案第5号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第5号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局から議案の説明が終わりました。

質疑を許します。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用配分計画個人別明細番号1について採決します。

本件について、原案のとおり意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。

---

◎その他

議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。

その他の件について、皆様から何か御意見等ございましたら。

---

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は4月5日月曜日、本庁舎3階大会議室を予定していますので、御参集願います。

御苦勞さまでございました。